

議員（古川 幸義）

皆さん、お早うございます。

10番、古川 幸義です。

通告順により次の質問を致しますので、関係する各課についての答弁をよろしくお願ひ致します。

1点目として「度重なる学校給食異物混入に対し、再発防止の対策は」について質問致します。

質問の前に、善通寺・琴平・多度津町給食センターを1市2町給食センターと称し質問させていただきます。

1市2町給食センター整備事業についての契約につきましては、平成28年10月にPFIアドバイザー業務委託を1市2町の長の連名で契約を締結し、平成29年3月定例会において総務教育常任委員会で反対意見も多く有りましたが、繰り返し協議し、1市2町給食センター整備事業について多度津町議会では多数決により可決承認し、令和元年8月26日より1市2町給食センターは給食の提供を開始しております。

学校、幼稚園に対し給食を提供する中において、異物混入事故が既に3件程多度津中学校・小学校より出ております。

1件目は令和元年11月25日多度津中学校において学校給食において、おかずの「蛸と里芋の煮物」に金属片が混入されているのを生徒が発見致しました。

2件目は令和4年12月14日、白方小学校の5年生のクラスで、配膳された「すき焼き風煮物」の中に、長さおよそ10ミリ、幅0.2ミリほどの細長い金属のようなものが混入しているのを児童がを見つけました。

3件目は令和5年7月12日、豊原小学校の3年生のクラスで、給食として提供された「夏野菜カレーライス」の中に、縦5ミリ、横9ミリ程度の薄い金属片が混ざっているのを配膳中の児童がを見つけました。

以上、挙げた3件ともに生徒、児童が事前に発見したことにより誤って飲食されず、重大な事故に至らなかった事は何よりと思っております。今後その様な事故が再発されず、安全・安心な給食が提供される事を願ひ、次の質問を致します。

1つ、異物混入が発見された時点での学校側では、瞬時にどのような措置が取られたのかお伺ひ致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の異物混入が発見された時点での学校側の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年7月に発生した豊原小学校3年東組の異物混入について説明をさせていただきます。当該事案につきましては、「夏野菜カレーライス」の中に金属のような薄いもの（9mm×5mm）が混入していたものであり、カレーライスを配膳中に児童が異物を

発見したもので、学校の対応としましては、当該クラスのカレーの喫食を中止し、その他のクラスについては異物が混入していないか校内放送で注意喚起した上で喫食致しました。同時に町教育委員会に報告がありました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問させていただきます。

異物購入を見つけた時点で、当該クラスのカレーの喫食を中止したと今、答弁されましたが、喫食を中止し、その後の生徒の喫食は、どうされたのでしょうか。詳しく言いますと、これは3年東組のクラスだったと思います。西組の生徒に対して、どのような指示をされたのか。また、そのクラスにとっては中止をされましたが、代替品などの対応は、どうされたのでしょうか。また、他のクラス、1年、2年、4年、6年には、校内放送で注意喚起をしたと先ほどお答えになりましたが、低学年の児童ですね、1年生、2年生、それぞれが自己確認出来るのでしょうか。また、それが確認されたのでしょうか、お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の再質問にお答え致します。

まず3年東組の異物が混入されたクラスのカレーの喫食についてですが、異物が発見された時点で、喫食を止めました。その後はカレーライスでしたが、いわゆるカレーのルーなしでご飯と正直言うとサラダという形で代替品はございませんでした。それと他のクラスの対応ですが、特に低学年のことをお聞きになってたかとは思いますが、低学年につきましても食べるのは1人で食べますが、そのクラスの担任の先生、当然おいでますので、注意喚起を受けて注意しながら食べるという形にはなろうかと思えます。今後また、再度注意しながら食べることは仮にあったらあかんですが、そういうことがあった場合は、再度、注意して食べるように、指示の方はしていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の再質問の答弁に際しまして、再々質問を行いたいと思えます。

先ほどの答弁では、令和5年の7月の異物混入に対し、豊原小学校の対応でしたが、令和元年8月の多度津中学校と白方小学校の対応は同じ対応であったのでしょうか。また、異なる対応であったのだと推察致しますが、どのような対応をされたのでしょうか。お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の再々質問の方に答弁をさせていただきます。

まず、令和元年の11月の多度津中学校の、いわゆる「里芋とたこの煮物」に金属片があった異物混入についてです。この時は、3年4組のクラスに異物混入が発見されたという事案です。この時は、生徒が既に喫食中に口の中で違和感を感じて、そ

れを取り出して、異物だったということが発見された事案でございます。その時はもう異物を取り出した時点で、そのまま通常どおり喫食をしました。そのあと、給食センターと教育委員会の方に連絡があり、事案に対応したっていう形の学校からの発見の流れでございます。続きまして、令和4年の12月に白方小学校5年生で発生しました「すき焼き風煮物」の中に金属、金タワシのような破片のようなものが発見された事案でございます。こちらにつきましては、発見したのは配膳の時に発見をしました。配膳の時に発見したので、それを取り除いて喫食をしたという形でございます。先ほど申し上げました3件の時、豊原小学校に先だって起こった時は、まず、発見した時に直ちにその当該クラスについては、喫食を中止するっていう対応とったんですが、それにつきましては、令和3年に異物混入に対するマニュアルの方を作成して、危険な異物と思われる物が発見された場合は、直ちに喫食をやめるっていうマニュアルを作ってそのルールを作りましたので、今回、豊原小学校の場合は止まったという形にはなるんですが、先ほど申し上げましたとおり、令和4年の12月の白方小学校の時点では、この新しいマニュアル出来ておりましたので、発見された時点で、少なくとも白方小学校の給食を一時的には止めないといけなかったんですが、そのマニュアルが徹底出来ていなかったということがあとで分かりましたので、再度臨時の園長校長会等を開きまして、その異物混入に対する対応について徹底するように、学校長の方に指示もさせて頂いたところでございます。以上でございます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

その後の学校側からの報告後、どの様な経路で事故の報告が伝達されたのでしょうか。お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の学校側からの報告後、どのような経路で事故の報告が伝達されたのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

豊原小学校より報告を受けた町教育委員会は、1市2町学校給食センターへ報告後、町内の幼・小・中学校へ連絡し、同様の異物混入がないか確認を行いました。

続いて、町教育委員会より報告を受けた1市2町学校給食センターは、豊原小学校へ現状確認に向かうとともに善通寺市・琴平町教育委員会に連絡し、同様の異物混入がなかったか所管の学校等へ確認するよう依頼しました。

異物の確認後は、調理委託業者には異物の確認及び施設内の調理機器、器具類の点検を指示、物資納入業者には異物の確認及び調査を依頼しました。併せて、保護者及び西部教育事務所等への報告を行いました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

続きまして、3点目の質問に入らせて頂きます。

その後、給食を提供した1市2町給食センターからは、どのような回答がありましたか。1件目、2件目、3件目と異なる回答であったと推察致しますが、詳細にご説明下さい。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の1市2町学校給食センターからの回答についてのご質問に答弁をさせていただきます。

その後、1市2町学校給食センターから異物の分析調査を行った結果、アルミニウムの金属片であったこと。また、調理委託業者は調理機器、調理器具を確認し、使用食材を納入した業者も調査を行ったが該当するものはなかったことから、異物の混入経路は不明であることが報告されました。

議員ご質問にあるとおり、本町では今回を合わせて3回の危険異物の混入がありましたので、他の2回についても回答致します。

1回目の令和元年11月、多度津中学校3年4組の「里いもと蛸の煮物」の中に約1cmの針金のようなものが混入した件ですが、調査の結果、明確な混入経路は確認することは出来ませんでした。物資の納入業者に対し、金属探知機の検査回数を増やす等対応を指示致しました。

2回目の令和4年12月、白方小学校5年生の「すき焼き風煮物」の中に約1cmの金属のようなものが混入した件ですが、分析結果は鉄やステンレス鋼などの金属片で金属タワシ等の可能性が考えられるとの結果でした。混入経路の調査では、調理委託業者及び物資納入業者においても該当するものがなかったことから、混入経路は不明でした。

いずれのケースも明確な混入経路は不明でしたが、調理委託業者及び物資納入業者に対しまして調理機器・器具の点検整備の強化や衛生管理の徹底について指示しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問を行いたいと思います。

調理業者、物資納入業者いずれも原因が不明という回答では、事故の防止策も立てられません。今後再び異物混入が起きる危険性は大きいです。いずれにせよ、どうやって異物混入したか、原因を徹底的に究明するべきではないでしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

過去に異物混入については3回ございました。その他にも軽微なものについては日々ではないですが、何回か起こっておりますので、そういうことも当然あってはならないことだと思っております。それぞれの混入経路については、まず、物資を納入する業者さんから入るケースと続いて調理中に入るケース。それと学校で配膳中に入るケース、それとパンとゼリーとか委託したものに入るケース、色々ケースがございますので、それぞれの立場のところで衛生管理を今後もしっかりして頂い

て、注意喚起に努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再々質問を致します。

今回3回とも金属片であったということは、要するに危険分類で、異物の分類でいきますと、まず危険異物、その中には分類1と2がございまして、喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物として、具体的な物としては金属片、針、ガラス片とか鋭利なプラスチックとか薬品等がございます。分類2は、喫食することにより健康への被害が多いと思われる異物でございます。具体的な例で言いますと衛生的害虫、ゴキブリとかハエとかネズミとか、そういうものですね。それからカビとかそういうものでございます。これで今回は、基本異物の分類、第1なんですね。これに対して、やはり、再発防止をするマニュアルをもっともっと整備する必要がありますかと思いますが、いかがでしょうか。済みません。ただ今の再々質問は、教育長にお願いしたいと思っております。

教育長（三木 信行）

古川議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

古川議員のご指摘のこと、非常に私も現場でおりましたので、重く受け止めております。本当にこの場で正直申し上げまして、令和元年の時には、私は多度津中学校の校長でありました。その時のことを振り返ってみますと、給食というのは全校で一斉に食べますので、こういうのがあったという風に報告があるのは、大体の給食の後半であるとか終わった辺りというところで、もう喫食をしてしまっている状況が多いので、そのケースは徹底して他になかったのかという確認と健康被害がないかということ子どもたちの方に問いかけて調査をします。あったことについても保護者に十分お知らせをして、その後どうなるかっていう辺りをずっと追いかけていくということになるということになります。先ほど異物混入について、その原因を徹底して究明するべきではないのかというようなご意見があったと思っております。私自身もそのために色んな調査があるので、そうあって欲しいと思っております。で、報告が上がってくるんですが、ちょっと調べたんではなかったということではなくて、恐らく1市2町の方も納入業者であるとか、色んなケースで、例えば、袋詰めであった乾燥した食材の中に、そういうものが含まれていたのかということも含めて、色んなケースを想定しながら調べた上で、はっきりと特定出来ないという回答が返って来ているというところなんです。これにつきましては、先ほど課長も申し上げましたが、現学校現場で何かで入るということもありません。そういったケースもあるので、それぞれの立場でマニュアルややり方をしっかりと見た上でやっていく必要があると思っております。それから心掛けねばいけないなと思っておりますことは、こういう事案があった時に正確に記録も残してるんですが、明らかにしていくと。透明性を持って、もちろん学校や職員や子どもや保護者にもお知らせを

して、今回こういうことがありましたよということを1市2町でもきちっと共有しておくということが、とても大切だと思っています。もう一つは、今、納入業者とか、それから給食センターの方の話が出ましたが、委託業者、その業者に対して協力関係もあるんですけれども適切な緊張感を持って、求めることは求めていく必要があるという風にしっかり思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

どうも答弁、有難うございました。かなり答えにくい点多々あったと思います。これは、この金属混入の経路が分からなかったということで、他の事例があるかどうか調べましたら、平成25年の9月に実は丸亀市で金属の混入が見つかりまして、その対策として、どのような措置をとったのか、こちらに資料がありますので、ちょっと読まさせていただきます。金属の検出検知器については、サーチコイルという検知器で測定致します。そのサーチコイルっていうのは、検出特性が非常に高く、サーチコイルで高感度のものをサーチすることが出来ます。これで丸亀市も対応を図っていたんですが、またさらに再発が生まれて、その時には多度津町でもありましたように針金とか比較的検出しづらい、そういうものに対して、納入業者に対して学校給食センターの方で、より精度の高いサーチコイル以上の金属探知機を用意したとこの議事録の中には残っております。やはり、繰り返し繰り返し事故が起きるということは、やはり原因がございます。納入業者に対しても、それは危険異物第1ですから、かなり厳しい危険度がありますので、その再発防止策として見つからなかったというんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員のご質問に答弁をさせていただきます。

現在、調理業務を委託しております、いわゆるSPCという会社なんですが、その会社には金属探知機の方も用意してございますので、それらを活用して物資の納入の際に、今後も金属探知機による異物検査の方も徹底して実施するように、お伝えはしてまいります。物資を納入する業者につきましても、先ほどの「里いもと蛸」の時にも答弁させて頂いたんですが、蛸の納入をする時には、例えば、1回の金属探知機を通して行ったものを複数回通すような感じの指示をしておりますので、そういったことをすることによって、これからも徹底してまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、4点目の質問に入らせて頂きます。

多度津地区では今回で3回目ですが、他の1市1町においては異物混入はございましたか、お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の多度津町以外の1市1町における異物混入の有無についてのご質問に答弁をさせていただきます。

善通寺市、琴平町におきましては軽微な異物混入はありますが、金属片、ガラス片等の危険な異物混入はございません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対し、再質問させていただきます。

危険なガラス・金属は先ほど申しましたが、区分的に第1類の危険異物と称され、重要危険異物とされています。県内異物混入でも給食の提供を受ける側、教育委員会、学校、幼稚園、保護者に報告されるのは当然と思いますが、いかがでしょうか、お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

軽微な異物混入が発生した場合の報告についてでございます。軽微な異物混入があった場合については、教育委員会、1市2町学校給食センターの事務局等々には当然報告がございます。保護者等につきましては、危険、いわゆる金属片・ガラス片等々と喫食した場合、命にも危険があるというような形の部分については、保護者の方にも先ほども申し上げましたとおり、報告はさせて頂いておりますが、そういう軽微なものについては、報告はしていないような状態です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問をさせていただきます。

5点目の質問ですが、1件目では、本町として給食提供者側にどのような指示と事故再発防止策を指示されましたか、お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の1件目では、本町として給食提供側にどのような指示と事故再発防止の指示をしたかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和元年11月の多度津中学校の異物混入については「里いもとたこの煮物」の中に約1cmの針金のようなものが混入した件ですが、検査の結果、クロム系のステンレス材で金属タワシの一部と思われる異物でした。混入経路の調査の結果は不明でありましたが、調理委託業者及び物資納入業者に対しましては、学校給食は成長期にある児童生徒が対象であることや集団給食であることにより食中毒、異物混入による健康被害等、重大事故に繋がる恐れがあることから再発を防止するため、調理機器・器具の点検整備の強化や衛生管理の徹底について指示を致しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問させていただきます。

指示された給食センターからどのような回答がありましたか、お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

最初の1件につきましては、混入経路が不明という形でございましたので、今後、業者に対しては、調理機器や器具の点検を強化する。食材の目視の強化、衛生管理の徹底について指示をするという形でしたので、それを実行するというのをこちらが見届けるとい形になりますので、それを実行しているということ、給食センターの方で確認をしていくという形になろうかと思えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問に入らせて頂きます。

2件目、3件目と1年以内に2件続けて異物混入があったことに給食提供者側に対し、今回、本町はどのような指示、注意を出されたのでしょうか、お伺いします。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の1年以内に2回続けて異物混入があったことに給食提供者に対し、どのような指示、注意を出したかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

1年以内に2件続けて危険異物の混入がありましたが、先程も答弁させていただきましたとおり、混入経路を特定することは出来ませんでした。混入経路が特定出来ない限りは、これまで同様に調理委託業者及び物資納入業者に対し、再発を防止するため、調理機器・器具の点検整備の強化や納入された食材の検品の目視強化、衛生管理の徹底について指示致しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に再質問させていただきます。

混入経路が特定出来ないのでは、自己管理の責任の甘さを感じます。それでは、再発防止には繋がらないと思いますが、いかがでしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど教育長の方からも答弁ありましたとおり、再発防止のために調理委託業者へ物資の納入業者に対して、目視の強化・整備の強化を指示していますが、おざなりにしている訳ではなくて、それぞれの業者も徹底して調査した結果、混入経路が特定出来なかったということですので、それを今後も徹底を指示するとともに、各業者についても各業者のマニュアルを今回あったことに対して、自分のところから出たかどうかは分らないのですけれど、自分のところのマニュアルを最新分に更新していくような形のところを指示をさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）



続きまして、7番目の質問に入らせて頂きます。

善通寺・琴平町・多度津町学校給食センター協議会として異物混入事故の際、どのような協議をされましたか。1市2町においても納入業者登録取消、納入設置基準などあると思いますが、いかがでしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の1市2町学校給食センター協議会として異物混入事故の際にどのような協議をしたかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

異物混入事案があった際には、まず、調理委託業者及び物資納入業者に対し、混入経路を調査するよう指示します。調査結果により混入経路が判明した場合は、当該業者に対し、再発防止策を施すよう指示します。

また、調理委託業者が異物混入を起こした場合は、要求水準の未達成となりますので、サービス対価の減額の対象となるポイントの算定について協議を行います。

物資納入業者の場合は、店舗への立ち入り検査を行い、改善の指導や納入停止等の措置についても協議を行います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

続きまして、8点目の質問をさせていただきます。

度重なる事故が発生し、改善が行われない場合は、供給者側にどのような指示や訓告を行うのでしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の度重なる事故が発生し、改善が行われない場合は、供給側にどのような指示や訓告を行うかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

調理委託業者に起因する場合については、事業契約書に基づく是正勧告書を業者に発出し、業務の是正指示内容について回答を求めます。また、同時に異物混入は要求水準の未達成となりますので、給食提供への影響度合、事象の重大度合、異物の分類等により減額ポイントを算出し、契約に定める基準に達した場合は、事業者を支払うサービス対価を減額することになります。物資納入業者の場合は、店舗への立ち入り検査の後、改善指導を行い、再度、立ち入り検査を行い改善されているかどうかの確認を行います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問致します。

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食、食物・物資・納入業者登録に関する要領というのがございます。今日は持ってまいりました。その要領の中に5項には、地産地消に係る物資納入業者、生産者の特例措置として、5項の6、物資納入生産者の遵守事項の中の5、納入した物資の衛生管理上の問題、あるいは危険の恐れのある異物混入などの重大な問題が発生したときは、登録取消や納入停止措置を課せられても一切の異議の申立ては出来ないと記載されております。度重なり原因が特定出

来ないのでは、遵守出来ないこととなりますが、いかがでしょうか。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今ご質問頂いた項目につきましては、危険の恐れのある異物混入があった場合に指名停止されても意義を申立てることが出来ないという規定でございます。それ以外にも野菜等々を納入して頂いた場合、どうしても虫であったり、そういったものも入ってきます。そういったものにつきましては、納入した時にセンター職員並びに調理業者がしっかりその検品をしながら、そういうのを取り除いて、納入をして頂いておるような状態です。過去に危険な異物ではなかったんですが、同じ業者が続けてそういう事案を発生させたこともありました。その業者につきましては、給食センターの方が立入り検査をして衛生上の改善を指示し、再度立入りをして、それが改善されているかというような検査もしたこともございますので、今後とも衛生的に物資が納入出来るように給食が提供出来るように、予防も指示の方も続けてまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再々質問させていただきます。

今の質問の中に特例措置、私も今、要領を見てるんですが、特例措置とそれから納入停止措置について、こういうことが書かれておるんですが、その詳細には書かれてないんです。丸亀市の学校給食の業者の取消し、納入停止、設置基準をちょっと見ますと措置内容が納入停止が1ヶ月、その次に2段階として、まず納入停止が3ヶ月、納入停止が6ヶ月、4段階目には、登録取消し又は1年以上の納入停止、このように措置内容が段階的に分かれております。この中に設置要件として1番甘いもので、髪の毛・ビニール等、軽微な異物混入があった場合とか、そういう風になってます。第2段階目においては、製造過程における衛生管理上の必要な設備が管理されてないこと。3段階目には、その信用を失う大きな行為があった場合、4段階目は、金属片・ガラス等の危険物が混入した場合となっております。今回、この設置要綱の業者に登録に対するこの要綱。もう少し整備する必要があるんじゃないでしょうか、お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員のご質問に答弁をさせていただきます。

物資納入業者の登録についての規定の一部の改正についてのご質問だと思いますが、他市町の状況も確認させて頂きながら改定しなければいけないところは確認させて頂いて、また、地産地消の面もございますので、地元の食材も入りやすいような形では規定を残したいと思っておりますので、そのようなことも含めて中身の改定については、協議の方を続けたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

9点目の質問をさせていただきます。

児童・生徒の保護者に今後の再発防止の説明はなされましたか、お伺い致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

古川議員の児童・生徒の保護者への再発防止の説明についてのご質問に答弁をさせていただきます。

危険異物の混入事案があった場合は、混入事案のあった学校・クラスの保護者だけでなく、給食を提供した1市2町全ての学校・幼稚園の保護者へ混入事案の概要と混入経路についての報告とお詫びの文書を発出することとしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問させていただきます。

保護者にはプリントが渡され、詳細には説明がなかったことや原因・再発防止に係る事故はなかったと聞いております。保護者に対し、今後の信用を得るような文面でなかったと聞いておりますが、対応不足と思われませんが、いかがでしょうか。また、併せて集団給食でありますから、なおのこと食中毒、異物混入などの健康被害はあってはならない事項ですから、人為的に不特定多数を狙った薬品投入、混入などのリスク管理も考えて対策を講じて保護者に説明すべきではないかと思われませんが、これは、教育長にお答え願いたいと思います。

議長（小川 保）

古川 議員、再質問の内容をもう一度確認して下さい。

教育長（三木 信行）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、古川議員の方から、まさに保護者や子どもの立場に立って給食の安全を担保しようというご質問を頂いて私も色々と考えるところであります。保護者の方の報告につきましては異物混入の際に、先ほど課長が申し上げたように報告とお詫びの文書というのを出しております。手元にありますが、今後、安全な学校給食の実施に努めてまいります。ご理解とご協力をお願い申し上げますと、事案とこういうことがあったということと、これから徹底して安全をしてまいりますという風な説明の文章になっております。ただ、詳細なところまでは、保護者の説明というのは出来ておりません。今後それが必要であるかどうかというところもあるんですけども、学校給食は学校にとって、とても大切なものなんです。もう当然お分かりと思うんです。子どもたちにとっても楽しみなものですし、学校教育にあっても食育という点でとても大切なので、その機会は非常に守らなければならないと思っています。ですから保護者への説明ということもありますが、業者に対して、実施しているところに対して、やっぱり安全な給食を提供出来るようにしっかり求めてい

く必要があると思います。先ほどの制度的なこともあります。そういったものも活用していく必要もあるんだろうと思っています。以上、答弁させていただきます。

議員（古川 幸義）

あと時間が4分を切りましたので、次の質問をしたいのですが、この中にある再発防止とそれから異物混入マニュアルですね。うちの異物混入マニュアルをちょっと拝見させていただきました。これA3の2ページで対応とそれからフローチャートが入っております。他の学校の異物混入マニュアルを見ますと約20ページ近いほどありまして、詳細に再発防止を考えたマニュアルとなっております。やはり異物混入再発防止マニュアルを整備することが、学校給食の安全と安心と、また提供する教育者側として信頼を得るのは、やはり再発防止を防ぐためには、まずマニュアルを整備するということが大事かと思うんです。それでちょっと質問をお願いしたいと思います。答弁ですね。教育長でも課長でもどちらでも結構です。お答え願いたいと思います。

教育長（三木 信行）

古川議員のご質問に答弁をさせていただきます。

私もこちらにマニュアルを手元に持っておりますが、これは起こった時の対応マニュアルでして、それ以前の各給食センターとか色んなところの対応というのは、それぞれでルールがあると思っています。このマニュアルについて、起こった時点の徹底をするためにももう少し必要であれば、これも少し見直していく必要もあるかなと思っています。冒頭で申し上げたんですが、このマニュアルどおりに実施することが安全を守っていくということなので、その辺りの徹底は、校長・園長会を開いてしている訳ですけれども、現場として私も校長をしていて異物によっては、目視すると非常に軽微に見えるものもあります。安全を守るためには、それを止めて、そのクラスは喫食を中止したりしていく訳ですけれども、同時にそうすると子どもたちは、その分の給食が食べられなくなるということもある訳です。そういう被害もあるということです。だから、楽しい給食、おいしい給食をしっかりと実施していくためにもこの異物混入がないということを実現していくために1市2町の方で話し合いをしながら、しっかりと安全な給食を担保していきたいと思っています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではございませんが、やはりミスを起こさないために最善の努力と、また、最近ございましたホーユーの業者の倒産ですね、それによって給食が納入されなかったという、そのような給食が提供出来ないというような事例もございません。なかなか業者を監視していくことが、行政の努めだと思っていますので、今後、行政として業者の監視を続けて頂きたいと思います。

これにて、10番、古川 幸義の質問を終わらせて頂きます。